

外国人を雇用する事業主の皆さまへ

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

以下の2点は、事業主の責務です！

1 雇入れ・離職時の届出

P.2～

外国人の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。届出に当たり、雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止にもつながります。

また、ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

2 適切な雇用管理

P.10～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、**職場環境の改善**や**再就職の支援**に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表	P.15
在留資格一覧表	P.16
外国人の雇用に関する参考情報	P.17
外国人の雇用に関するQ & A	P.18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P.18
関係機関のお問い合わせ先	P.19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	P.19



1

外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、**外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れや離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号) 抜粋

(外国人雇用状況の届出等)

第28条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

日本の国籍を有しない方で**特別永住資格**に在留資格が**在留資格外**及び「**公用以外**」が届出対象となります。

勤務に制限はありません。このため**特別永住者**は、外国人雇用状況届出制度の対象外

■届出事実確認・記載方法について

提示 ため、届ける事 **確認** して ださい⇒ P3 を 確認 ください

なお 否かによって使 用す様 式 や届出 となるハローワーク、届出機 期限 異なります。

■ 届出事項の確認・記載方法について

外国人雇 況 の届出際 しては、外国人労働者の**在留カード、旅券（パスポート）などの握 ぎ**め、届け出る事項確 認 して だ さい。

なお、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カード、旅券（パスポート）または資格外活動許可書**などば り、資格外活

する必要はありません。

また、特別永住者（**在 留 韓 国・朝鮮人等**）、在留資格「外交」・「公用」の方は、外国人

①		
②	在留資格等	在留カード②「在留資格 または旅券 パスポート止 の 陸 許可証印※に記載されたお り内 容を記入して ださい。 ※「被監理者」「仮滞在 可 者」の場合 同 様に記入して ださい。 ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（工業製品製造業） ●特定技能1号（産業機械製造業）※ a ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能1号（自動車運送業） ●特定技能1号（鉄道） ●特定技能1号（林業） ●特定技能1号（木材産業） ●特定技能2号（ビルクリーニング） ●特定技能2号（工業製品製造業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業） ●特定技能2号（航空） ●特定技能2号（宿泊） ●特定技能2号（農業） ●特定技能2号（漁業） ●特定技能2号（飲食料品製造業） ●特定技能2号（外食業） ※ a 在留資格「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のまま就職の届出を行う場合のみ。 ●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（就労可） ●特定活動（その他）
③	在留期間等	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※に記載されたとおりの内容を記入してください。
④ ⑤ ⑥	国籍・地域	在留カードまたは旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。
⑦	資格外活動許可または報酬活動許可有無	資格外活動許可を受け就 労 する外国人の場合は、在留カード裏面⑦「資格外活動許可」欄に記載されている活動内容をご確認 ださい。 ※「被監理者」「仮滞在 可 者」の場合報酬活動許可を受けている 否 ぎをご 確認 ださい。
⑧	在留カード番号	在留カードの⑧上に記載されている1桁 英 字 桁 - 数字 桁 - 英 字 桁 ）番 号を記入して ださい。

留 のための書類（見本）

在留カード例（表）

日本国政府 在留カード
① 氏名 TURNER ELIZABETH
④ 生年月日 1985年12月31日
⑤ 国籍 米国
⑥ 住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 霞が関ハイツ202号
② 在留資格 留学
就労制限の有無 就労不可
③ 在留期間（満了日） 4年3月（2023年07月01日）
許可の種類 在留期間更新許可（東京出入国在留管理局）
許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日
このカードは 2023年07月01日まで有効 です。
見本・SAMPLE

在留カード例裏面（表）

住居地記載欄
届出年月日 2014年12月1日
住所 東京都港区港南5丁目5番30号
記載者印 東京都港区長
資格外活動許可欄
⑦ 可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く
在留期間更新等許可申請欄
在留資格変更許可申請中

⑧ 令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出においては、**在留カード番号**の記載が必要です。

※1 上陸許可証印

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR
上陸許可
LANDING PERMISSION
許可年月日 2017年7月1日
③ 在留期限 29 SEP 2017
② 在留資格 短期滞在
Duration 90 days
ZZAD9876543

※2 指書

指定書
DESIGNATION
氏名
国籍
Nationality
出入国管理及び難民認定法第1条の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦に滞在し得る活動の範囲を定める。According to the law volume of Annexed Table, the designated person is permitted to engage in the activities as follows.
日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

※3 資格外活動許可書

別添第二十九号様式（第九十九号）
資格外活動許可書
許可番号
1 国籍・性別 2 氏名
3 住所・市町村 4 生年月日 5 職業
6 在留資格
7 活動の範囲
8 活動の期間
9 活動の場所
10 活動の目的
11 活動の開始日
12 許可の期限
13 許可の条件
14 許可の備考
15 許可の備考
16 許可の備考
17 許可の備考
18 許可の備考
19 許可の備考
20 許可の備考
21 許可の備考
22 許可の備考
23 許可の備考
24 許可の備考
25 許可の備考
26 許可の備考
27 許可の備考
28 許可の備考
29 許可の備考
30 許可の備考
31 許可の備考
32 許可の備考
33 許可の備考
34 許可の備考
35 許可の備考
36 許可の備考
37 許可の備考
38 許可の備考
39 許可の備考
40 許可の備考
41 許可の備考
42 許可の備考
43 許可の備考
44 許可の備考
45 許可の備考
46 許可の備考
47 許可の備考
48 許可の備考
49 許可の備考
50 許可の備考
51 許可の備考
52 許可の備考
53 許可の備考
54 許可の備考
55 許可の備考
56 許可の備考
57 許可の備考
58 許可の備考
59 許可の備考
60 許可の備考
61 許可の備考
62 許可の備考
63 許可の備考
64 許可の備考
65 許可の備考
66 許可の備考
67 許可の備考
68 許可の備考
69 許可の備考
70 許可の備考
71 許可の備考
72 許可の備考
73 許可の備考
74 許可の備考
75 許可の備考
76 許可の備考
77 許可の備考
78 許可の備考
79 許可の備考
80 許可の備考
81 許可の備考
82 許可の備考
83 許可の備考
84 許可の備考
85 許可の備考
86 許可の備考
87 許可の備考
88 許可の備考
89 許可の備考
90 許可の備考
91 許可の備考
92 許可の備考
93 許可の備考
94 許可の備考
95 許可の備考
96 許可の備考
97 許可の備考
98 許可の備考
99 許可の備考
100 許可の備考

※4 資格外活動許可証印

資格外活動許可
東京0-00001号
家族 藤 五
1 国籍・性別 2 氏名
3 住所・市町村 4 生年月日 5 職業
6 在留資格
7 活動の範囲
8 活動の期間
9 活動の場所
10 活動の目的
11 活動の開始日
12 許可の期限
13 許可の条件
14 許可の備考
15 許可の備考
16 許可の備考
17 許可の備考
18 許可の備考
19 許可の備考
20 許可の備考
21 許可の備考
22 許可の備考
23 許可の備考
24 許可の備考
25 許可の備考
26 許可の備考
27 許可の備考
28 許可の備考
29 許可の備考
30 許可の備考
31 許可の備考
32 許可の備考
33 許可の備考
34 許可の備考
35 許可の備考
36 許可の備考
37 許可の備考
38 許可の備考
39 許可の備考
40 許可の備考
41 許可の備考
42 許可の備考
43 許可の備考
44 許可の備考
45 許可の備考
46 許可の備考
47 許可の備考
48 許可の備考
49 許可の備考
50 許可の備考
51 許可の備考
52 許可の備考
53 許可の備考
54 許可の備考
55 許可の備考
56 許可の備考
57 許可の備考
58 許可の備考
59 許可の備考
60 許可の備考
61 許可の備考
62 許可の備考
63 許可の備考
64 許可の備考
65 許可の備考
66 許可の備考
67 許可の備考
68 許可の備考
69 許可の備考
70 許可の備考
71 許可の備考
72 許可の備考
73 許可の備考
74 許可の備考
75 許可の備考
76 許可の備考
77 許可の備考
78 許可の備考
79 許可の備考
80 許可の備考
81 許可の備考
82 許可の備考
83 許可の備考
84 許可の備考
85 許可の備考
86 許可の備考
87 許可の備考
88 許可の備考
89 許可の備考
90 許可の備考
91 許可の備考
92 許可の備考
93 許可の備考
94 許可の備考
95 許可の備考
96 許可の備考
97 許可の備考
98 許可の備考
99 許可の備考
100 許可の備考

「在留カード」について

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

よ特別永住証明（以下、在留カード等）番号が失効していないか確認することができます。

のでなかどかを確認することができるアプリも無料配布されています。

偽変造が疑われる在留カードを発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等
番号失効情報照会

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



在留カード等
読取アプリケーション

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>



留意事項について

■ 届出の方法について ①-1 <雇用保険被保険者資格取属 (様式第2号)>

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

届出事項 (P.3 4 参照)	
届出方法	「 17 ~ 「 23 欄に「 籍・ 域」や「 在留資格等」 など記入 しハローワークに提出
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。
届出期限	雇い入れた日の翌月1日 までです。

＜「雇用保険被保険者資格取組」の様式（様式第2号）＞

例：事業所の移転、統合、廃止/被保険者の転勤/在留資格の変更など

[illegible]

「備考」欄

「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、
または在留資格変更申請中の場合に記入してください。

(例：様式第3号によって届出済、在留資格変更申請中 など)

「17.被保険者氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。

「23.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」または旅券(パスポート) 上の上陸許可証
印に記載されたとおりの内容を記入してください。

※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。
在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合には、以下のいずれかを記入してください。

- | | | |
|----------------------------|------------------------|--------------------|
| ● 技能 号介 護) | ● 技能 号ビ ルクリーニング) | ● 技能 活動 (鑑 分野) |
| ● 技能 号ビ ルクリーニング) | ● 技能 号工 業 品 製造業) | ● 技能 活動 外 国人調理師) |
| ● 技能 号 (製 鞋 業)※ a | ● 技能 号建 設) | ● 技能 活動 ハ ーラル牛肉生産) |
| ● 技能 号産 機 械 製造業)※ a | | ● 技能 活動 製 造 野) |
| ● 技能 号 (電 ・ 電子 情報 関連 業)※ a | | |
| ● 技能 号建 設) | ● 技能 号航 空) | ● 技能 活動 職 勤) |
| | ● 技能 号運 泊) | ● 技能 活動 農 業) |
| | ● 技能 号展 業) | |
| | ● 技能 号流 業) | |
| ● 技能 号航 空) | ● 技能 号外 食 業) | ● 技能 活動 本 邦 大学卒業) |
| ● 技能 号運 泊) | ● 活動 コ ーキングホリデー | ● 技能 活動 可 可) |
| ● 技能 号展 業) | ● 活動 (EPA) | ● 技能 活動 そ の 他) |
| ● 技能 号流 業) | ● 活動 高 度 学術研究活動) | |
| | ● 活動 高 度 専門・横 活動) | |
| | ● 活動 高 度 経営・管理活動) | |
| | ● 活動 高 度 人 対 人 就労(配偶者) | |
| ● 技能 号外 食 業) | | |
| ● 技能 号鉄 道) | | |
| ● 技能 号林 業) | | |
| ● 技能 号水 産 業) | | |
- ※ a 在留資格「技能 号 (製 鞋 業)」 「技能 号産 機 械 製造業」 「技能 号 (電 ・ 電子 情報 関連 業)」 の 主 要 職 業 居 出 行 場 合 の み。

電子申請について（雇入れ時・離職時）

雇用保険の被保険者となる外国人の場合「e-Gov」電子申請からの届出も可能です。

その場合、届出用紙による届出は不要です。



■ 届出の方法について ①-2＜雇用保険被保険者資格喪失（様式第4号）＞

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）

届出事項	
届出方法	
届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに届け出てください（インターネットより電子申請による届け出も可能です）。
届出期限	退職した日の翌日から1週 以内です。

＜「雇用保険被保険者資格喪失」の様式（様式第4号）＞

表面

様式第4号（第7条関係）（第1面）

雇用保険被保険者資格喪失届

届出資格別

15103

4. 届出年月日（先号 4 平成 5 年組） 5. 喪失原因

1

2

3

1

2

3

6. 届出後交付希望 7. 1 通関の予定発給期間 8. 補充給付予定の有無

1

2

3

1

2

3

9. 新氏名 フリガナ（カタカナ）

10. 個人番号

11. 喪失時被保険者種別 12. 区組・市町村コード 13. 在留資格コード

1

2

3

1

2

3

1

2

3

14. 届出に対応するコードを記入 15. 届出に対応するコードを記入

住所欄

被保険者の住所又は居所

届出後居住する住所又は居所

届出後居住する住所又は居所に該当しない場合は氏名変更年月日

雇用保険法施行規程第7条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

届出者

0123456789

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

裏面

表 面

■ 様式第4号（第7条関係）（第2面）
雇用保険被保険者資格喪失届

（労働者）10欄、（被保険者）14欄以上の場合は、この用紙を複数枚提出すること。

14. 新氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）アルファベット大文字で記入してください。

1. 氏名（ローマ字）又は新氏名（ローマ字）（続き）

15. 在留カードの番号（在留カードの右側に記載されている12桁の英数字）

16. 在留期間

17. 満歳・満歳相当区分

18. 国籍・地域

19. 古習資格

備考

年 月 日

注 意

1. 氏名（ローマ字）は、姓と名を別記し、姓は姓の頭文字を大文字で記入すること。姓と名が同じ場合は、姓と名を別記し、名は名を大文字で記入すること。姓と名が同じ場合は、姓と名を別記し、名は名を大文字で記入すること。

「備考」欄

すでに「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合や、在留資格変更申請中の場合に記入してください。〔例：様式第3号によって届出済
在留資格変更申請中 など〕

「14.被保険者氏名
(ローマ字)」欄

届出される外国人の方
の氏名を、在留カード
どおりに記入してくだ
さい。

「19.在留資格」欄

在留カードの「在留資格」または旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。

在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合
には、以下のいずれかを記入してください。

- 特捜 能 1号介 護)
- 特捜 能 1号ビ ルクリーニング)

- 特選 能 1号 (産業機械 造業)※ a
- 特選 能 1号 建設)
- 特選 能 1号 (船 舶 用工業)

- 特搜 能 1号航 空)
- 特搜 能 1号宿 泊)
- 特搜 能 1号農 業)
- 特搜 能 1号漁 業)

- 特搜 能 1号外 食 業)

- 特選 能 1号鉄 道)
- 特選 能 1号林 業)
- 特選 能 1号木 材産業)

- 特 能 2 号ビルクリーニング)

- 特選 能 2 号建設)

- 特搜 能 2 号航 空)
- 特搜 能 2 号宿 泊)
- 特搜 能 2 号農 業)
- 特搜 能 2 号漁 業)

- 特選 能 2 号外 食 業)

- 特定 勤 労 - キングホリデー)

- 特定動高度學術研究活動)
- 特定動高度專門技術活動)
- 特定動高度經營管理活動)

- 特定動建設分野)
- 特定動(艦分野)

- 特 定 動 作 (ルール牛肉生産)
- 特 定 動 作 (製 造 野)
- 特 定 動 作 (家 事 支 援)
- 特 定 動 作 (就 職 動)
- 特 定 動 作 (農 業)
- 特 定 動 作 (日 系 4 世)

- 特定動就労可)
- 特定動否他)

※ a 在留資格「特~~技~~能 1号(素形材産業)」「特~~技~~能 1号(産業機械 造業)」「特~~技~~能 1号(電気・電子情報関連産業)」のまま離職の届出を行う場合のみ。

■ 届出の方法について ② <外国人雇用状属 出書（様式第3号）>

雇用保険の被保険者とならない 外国人の場合（雇入れ・離職時）

届事項	
届出法	
届出先	
届期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日までです。

<「外国人雇用状属 出書」の様式（様式第3号）>

様式第3号（第10条関係）（背面）

雇入れに係る外国人雇用状属出書

①外国人の氏名（ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間（期限）（西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1男・2女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1有・2無
⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）			
雇入れ年月日（西暦）	年 月 日	離職年月日（西暦）	年 月 日
A 労働者の雇入れ又は離職に係る事業所の雇用保険適用事業所番号			
事業所の名称、所在地、電話番号等		雇用保険適用事業所番号	
B 事業主（名称）（所在地）		C ①の者が主として左記以外の事業所で就労する場合	
主たる事務所（名称）（所在地）		TEL	
氏名		TEL	
社会保険労働士記載欄	作成年月日・届出代行書・事務代理者の表示	氏名	公共職業安定所長 殿

「①外国人の氏名（ローマ字）」欄

届出される外国人の方の氏名を在留カードどおりに記入してください。

「② ①の者の在留資格」欄

在留カードの「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。

※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。
また、在留資格が「特定技能」または「特定活動」の場合には以下のいずれかを記入してください。

- 技能 1号介護
- 技能 1号バブルクリーニング
- 技能 1号（素形材産業）※a
- 技能 1号（産業機械製造業）※a
- 技能 1号（電気・電子情報関連産業）※a
- 技能 1号建設
- 技能 1号航空
- 技能 1号宿泊
- 技能 1号農業
- 技能 1号漁業
- 技能 1号外食業
- 技能 1号鉄道
- 技能 1号林業
- 技能 1号木材産業
- 技能 2号漁業
- 技能 2号飲食品製造業
- 技能 2号建設
- 技能 2号自動車整備
- 技能 2号航空
- 技能 2号宿泊
- 技能 2号農業
- 活動ワーキングホリデー
- 活動（EPA）
- 活動高度学術研究活動
- 活動高度専門技術活動
- 活動高度経営管理活動
- 活動高度人材労働配偶者
- 活動外国人調理師
- 活動（ラール牛肉生産）
- 活動製造野
- 活動就職動
- 活動農業
- 活動本邦大学卒業
- 活動就労可
- 活動その他

※a 在留資格「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のまま離職の届出を行う場合のみ。

「⑦ ①の者の資格外活動許可の有無」欄

在留資格「留学」など資格外活動許可を受けるべき者である場合に記入してください。※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合は報酬活動許可を受けているかご確認ください。

A「雇入れ年月日・離職年月日」欄

届出期限内に離職した場合は、雇入れ年月日と離職年月日の両方を記入してください。また、届出期限内に複数回にわたって雇入れ・離職した場合は、まとめて記入してください。

B「雇入れ又は離職に係る事業所」欄

外国人が就労する事業所（支店、店舗、工場など）を記入してください。なお、当該事業所が雇用保険適用事業所である場合には、適用事業所番号を記入してください。

B「主たる事業所」欄

雇入れまたは離職に係る事業所が支店、店舗、工場などである場合には、本社や雇用保険適用事業所を記入してください。

C 派遣請負労働者に係る届出の場合

派遣の場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には派遣先ではなく派遣元の事業所を記入し、□に✓を入れてください。
請負業者に雇用される労働者が、注文主の事業所等で就労する場合、「雇入れ又は離職に係る事業所」欄には請負業者の事業所を記入し、□に✓を入れてください。

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出はインターネットで登録できます

雇用保険の被保険者とならない外国人の**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単に届出できます。

（注）雇用保険の被保険者の外国人の場合はe-Govをご利用ください。

- **24時間、365日いつでも届出できます！**
毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。
- **ハローワークへの来所は不要です！**
- **複数の外国人についてまとめ届出できます！**
- **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**



「外国人雇用状況届出システム」ご利用方法

■外国人雇用状況届出システム

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

外国人雇用状況届出システム

検索

→ 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」

→ 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」

→ 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」

↓のバナが 目印です



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

<「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」の様式>

外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書			
① 外国人雇用状況届出について、様式第3号の届出用紙による届出から電子届出への切替を希望します。 ② 外国人雇用状況届出について、電子届出を行うにあたり、メールアドレスの変更を希望します。 ※届出する事業主はメールアドレスを付けてください。			
1. 事業主番号	③ 事業主番号の不明な場合は空欄で提出してください。		
2. 事業主（又は施設）の名称（英）	④ 事業主番号（英）		
3. ⑤ ⑥の所在地	⑦ 郵便番号（英）		
4. ⑧の電話番号	⑨ 法人名または代表者氏名（英）		
5. 法人名	⑩ 代表者氏名（英）		
6. 代表者氏名（英）	⑪ 代表者氏名（英）		
7. 代表者氏名（英）	⑫ 代表者氏名（英）		
8. 代表者氏名（英）	⑬ 代表者氏名（英）		
9. 代表者氏名（英）	⑭ 代表者氏名（英）		
10. 代表者氏名（英）	⑮ 代表者氏名（英）		
11. 代表者氏名（英）	⑯ 代表者氏名（英）		
12. 代表者氏名（英）	⑰ 代表者氏名（英）		
13. 代表者氏名（英）	⑱ 代表者氏名（英）		
14. 代表者氏名（英）	⑲ 代表者氏名（英）		
15. 代表者氏名（英）	⑳ 代表者氏名（英）		
16. 代表者氏名（英）	㉑ 代表者氏名（英）		
17. 代表者氏名（英）	㉒ 代表者氏名（英）		
18. 代表者氏名（英）	㉓ 代表者氏名（英）		
19. 代表者氏名（英）	㉔ 代表者氏名（英）		
20. 代表者氏名（英）	㉕ 代表者氏名（英）		
21. 代表者氏名（英）	㉖ 代表者氏名（英）		
22. 代表者氏名（英）	㉗ 代表者氏名（英）		
23. 代表者氏名（英）	㉘ 代表者氏名（英）		
24. 代表者氏名（英）	㉙ 代表者氏名（英）		
25. 代表者氏名（英）	㉚ 代表者氏名（英）		
26. 代表者氏名（英）	㉛ 代表者氏名（英）		
27. 代表者氏名（英）	㉜ 代表者氏名（英）		
28. 代表者氏名（英）	㉝ 代表者氏名（英）		
29. 代表者氏名（英）	㉞ 代表者氏名（英）		
30. 代表者氏名（英）	㉟ 代表者氏名（英）		
31. 代表者氏名（英）	㊱ 代表者氏名（英）		
32. 代表者氏名（英）	㊲ 代表者氏名（英）		
33. 代表者氏名（英）	㊳ 代表者氏名（英）		
34. 代表者氏名（英）	㊴ 代表者氏名（英）		
35. 代表者氏名（英）	㊵ 代表者氏名（英）		
36. 代表者氏名（英）	㊶ 代表者氏名（英）		
37. 代表者氏名（英）	㊷ 代表者氏名（英）		
38. 代表者氏名（英）	㊸ 代表者氏名（英）		
39. 代表者氏名（英）	㊹ 代表者氏名（英）		
40. 代表者氏名（英）	㊺ 代表者氏名（英）		
41. 代表者氏名（英）	㊻ 代表者氏名（英）		
42. 代表者氏名（英）	㊼ 代表者氏名（英）		
43. 代表者氏名（英）	㊽ 代表者氏名（英）		
44. 代表者氏名（英）	㊾ 代表者氏名（英）		
45. 代表者氏名（英）	㊿ 代表者氏名（英）		

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。

インターネットへの届出に変更される場合は、「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」を提出する必要がありますので、お手数ですが、届出を行ったハローワークまでお問い合わせください。

「外国人雇用状況届出に係る電子届出切替・変更申請書」は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードすることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

2

外国人労働者の雇用管理の改善は 事業主の努力義務です

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

指針の主な内容

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。

日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令や社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に則って適切に対応しましょう。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

解雇等の予防と再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

指針の基本的な考え方

事業主は外国人労働者について、

らを遵守すること。

- 外国人労働者が適切な労働条件および安全衛生の下で働くことができるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

■ 外国人労働者募集および採用適正化

1 募集

- ・募集に当たって従事すべき業務内容労働契約期間就業場所労働時間休日、賃金労働社会保険の適用に関する事項等について、書面交付等により明示すること。【※1】
- ・特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航また帰国費用の負担の有無や割割合住居の確保等募集条件詳細についてあらかじめ明確にするよう努めること。

に係る契約を締結など職業安定法また労働派遣法違反する者が受けないこと。

に係る契約を締結者取次機関とし利用する職業紹介事業者等があることを受けないこと。

- ・職業紹介事業者等に対し求人申込みを行当たり、国籍による条件付すなど差別取扱いをしないよう分断すること。
- ・労働契約を締結しようとする場合あって募集時明示し労働条件変更特定等する場合は、明示した事項変更内容等とを贈できる書面交付する等により明示すること。【※1】

2 採用

とし従事すること認められない者については、採用してはならないこと。

- ・在留資格範囲内で、外国労働者がその有する能力有効に発揮できるよう、公平な採用を努めること。

■ 適正労働条件確保

1 均等待遇

- ・労働者の国籍を理由として、賃金労働時間その他労働条件について、差別取扱いをしてはならないこと。

2 労働条件明示

- ・労働契約の締結際し、賃金労働時間等要労働条件について、その内容を明らかにした書面を交付すること。その際、外国労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※1】

3 賃金負担

- ・最低賃金以上の賃金を支払うとともに、基給割増賃金等の賃金について額を支払うこと。
- ・労使協定に基づき食費居住費等を賃金から控除等する場合等については控除額を費勘案し、不当額とならないようすること。

【※1】の事項については、母国語その他の当該外国人が使用する言語または平易な日本語を用いる等、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

5 労働基準法等周知

- 労働基準法等定めるところにより、その内容就業規則労働使協定等つい周知すること。その際は、外国労働者の理解促進するため必要な配慮をするよう努めること。【※２】

【※２】の事項については、母国語その他の当該外国人が使用する言語または平易な日本語を用いる等、外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努める必要があります。

■ 労働・社会保険適用等

1 制度周知および必要手続き履行等

- ・労働社会保険に係る法令内容および保険付に係る手続き等について、外国労働者が理解できる方法で周知に努めること。また労働社会保険に係る法令定めるところに従い被保険者該当する外国労働者に係る適用手続き等必要手続きをとること。【※2】
- ・外国労働者健康保険資格認定書書面限る交付を受けているものの限る離職したときは遅滞な資格認定書回収するとともに、国民健康保険または国民年金の適用手続きが必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。

国民健康保険及び国民年金の適用手続きが行われるよう、必要な援助を行うよう努めること。

加入申請を行うこと。

2 保険給付請求等についての周知

失業給付受給に係る求職活動定所窓口教示その他必要な援助を行うよう努めること。

- ・労働災害等発生した場合は労働災害補償保険給付請求その他手続きに関し、外国労働者やその家族等から相談に応ずること加えて、必要な援助を行うよう努めること。

健康保険おし傷病手当金が支給され得ることについて教示するよう努めること。

- ・傷病による障害状態になったときは障害年金が支給され得ることについて教示するよう努めること。
- ・国民年金被保険者期間が定額以上の外国労働者帰国する場合帰国に脱退一時金の給付請求し得る旨帰国に説明するとともに年金事務等の関係機関窓口教示するよう努めること

■ 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

【※2】の事項については、母国語その他の当該外国人が使用する言語または平易な日本語を用いる等、外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努める必要があります。

4 教育訓練施設等

やすい職場環境整備努めること。

5 福利厚生施設

- ・適切宿泊施設を確保するよう努めるとともに給食医療教養文化体育レクリエー

6 帰国および在留資格変更等の贈

き相談その他必要な援助を行うよう努めること。

- ・外国労働者が病等むを得ない理由によ帰国要す旅費を賚できない場合は、該旅費を担するよう努めること。
- ・在留資格変更また在留期間更新の際は手続き当たって勤務時間の贈その他必要な援助を行うよう努めること。
- ・一時帰国を希望する場合は休暇取得の贈その他必要な援助を行うよう努めること。

7 外国労働者甚に就する上で必要配慮

- ・雇労働者と外国労働者とが文化慣習等多様性を理解しつ共に就労できるよう努めること。

■ 解雇等防および再就職援助

1 解雇

- ・事業模縮小等を理由として解雇を行う場合であっても労働契約法規定に鑑し、外国労働者対し安易な解雇を行ないよにすること。

1 労働者派遣

- ・労働派遣形態で外国労働者就業させる事業主は従事する業務容就業場派遣する外国労働者直接指揮命令する者関する事項等派遣就業体的内容派遣する外国労働者明示する派遣先に対し派遣する外国労働者氏名雇保険及び社保加入有無通知する等労働派遣法等定める通りに従い、適正な事業贈を行うこと。
- ・派遣先は労働派遣事業許可のない者からは外国労働者係労働派遣受けないこと。

■ 働 働 者 の 雇 用 況 況 出

- ・ 労働 策 総 合 推 進 並 び に 労働 者 雇 用 定 及 び 職業 活 充 実 等 関 する 法 規 定 に 基 づ

■ 働 働 者 の 雇 用 務 責 任 者 選 任

1 特定技能留 留 資格をもって在留する者に関する事

2 技能実習生に関する事

- ・ 「技能 習 の 適 正 策 施 及 び 技能 習 生 保 護 に 関 する 基 本 針 」 等 内 容 に 照 し 技能 習 生 に 対 処 効 果 技 能 等 修 得 図 ら れ る よ う 取 組 む こ と。

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の全文は厚生労働省ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>



参考 外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表

外国人労働者の雇用管理改善のポイントや取組状況を確認するための「外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表（事業主用）」も厚生労働省ウェブサイトに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003486.docx>



- 在留資格ごとに在留期間が定められています（令和6年9月30日現在）
- 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

■ 就 労 目 的 で 在 留 が 認 め ら れ る 働 人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
		5年、3年、	大学教授等
	る活動を除く)	5年、3年、	作曲家、画家、著述家等
	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う 布教その他の宗教上の	5年、3年、	外国の宗教団体から派遣される宣教
		5年、3年、	外国の報道機関の
高度専門職		5年（1号） または無期限 （2号）	ポイント制による高度人材
		5年、3年、1年、6月、4月 または3月	企業等の経営者・管理者
会計業務		5年、3年、	弁護士、公認会計
	業務に従事する活動	5年、3年、	医師、歯科医師、看護師
	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、	政府関係機関や私
	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校若しくは設備および編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、	中学校・高等学校
人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もし	5年、3年、	機械工学等の技術
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、	外国の事業所からの転勤者
	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護または介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、	介護福祉士
		3年、1年、 は3年	
	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟	5年、3年、	外国料理の調理師、スポーツ指導者、 貴金属等の加工職
特定技能		3年、1年また 法務大臣が個々に指定する期間 （1年を超えな	特定産業分野（左

■ 身分に基づき在留する者

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本国民の配偶者等	号）第 8 条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者	または 6 月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している者	または 6 月	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	えない範囲)	第三国定住難民、日系 3 世、中国残留孤児

■ その他在留資格

在留資格	在留期間
技能実習	外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としており、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づき、実施されています。
特定活動	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 5 年、3 年、1 年、6 月、3 月または法務大臣が個々に指定する期間（5 年を超えない範囲）

■ 就労活動が認められていない在留資格

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～

出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1 週間当たり 2 時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬

参考 外国人の雇用に関する参考情報

労働基準関係

外国人労働者向けモデル労働条件通知書・労働

めご活用ください。



ク

ゴル語、ミャンマー語、ネパール

外国語版モデル就業規則

めご活用ください。



トナム語)

外国人労働者の安全衛生対策について

材などを掲載しています。



生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・

外国人が日本で生活するために必要な情報を掲載していま



雇用管理関係

ツール

版」を掲載。



ドブック

業が取り組む際に押さえておくといポイントを押さえています。



るために（好事例集）

います。



事業主向け支援制度関係

助成します。



（融資制度）

ります。（詳しくは日本政策金融公庫まで）



参考 外国人の雇用に関するQ&A

■ 募 集 ・ 採 用 時

Q 外国人を募集したい場合に、どのような点に気をつければ良いでしょうか？

A 求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考と人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。また、在留資格、在留期間、資格外活動許可の有無などの確認は、口頭での質問で回答を得る・書面で本人から自己申告をしてもらうなど、在留カード等の国籍欄を直接確認する以外の方法で行い、採用が決まり次第、在留カード

Q 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければ良いでしょうか？

A 外国人を雇用する場合は、就労させようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であるか、在留期限を過ぎていないかを確認する必要があります。また、採用決定後に在留カードなどの提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意した上で確認してください。

Q 雇入れの際、氏名や言語などから外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届出をしなかった場合、どうなりますか。

A 合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。

Q 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。

A

Q 短期のアルバイトで雇い入れた外国人の届出は必要ですか。

A

Q 届出期限内に同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出ることできますか。

A

ますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。

Q

A 対象となります。届出に当たっては、資格外活動許可を受けていることも確認してください。

■ 社 会 保 険 など に つ い て

Q 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。

A

■ 雇 用 労 務 責 任 者 に つ い て

Q 雇用労務責任者はどのように選任すればよいですか。また、選任した際の手続きはありますか。

A 外国人労働者の雇用管理業務を担当する人事課長等を選任してください。専任者でなく、兼任としても差

参考 外国人雇用管理アドバイザーのご案内

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

- ・ 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- ・ 職場環境、生活環境の 配 慮について

参考 関係機関のお問い合わせ先

出入国・在留等の手続きに関するお問い合わせ先

地方出入国在留管理局	所在地	電話番号
札幌出入国在留管理局		0570-003259
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	0570-022259(代)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 港区港南5-5-30	0570-034259
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー1階	0570-011000(番)
成田空港支局	審査管理部門	03-5363-3032
羽田空港支局		03-5363-3030
横浜支局	〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町10-7	0476-34-2222(代)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 名古屋市港区正保町5-18	0476-34-2211
中部空港支局		03-5708-3202(代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-29-53	0570-045259
関西空港支局	〒549-0011 泉南郡田尻町泉州空港中1	0570-052259
神戸支局		0569-38-7410(代)
広島出入国在留管理局		0570-064259
高松出入国在留管理局		072-455-1453(代)
福岡出入国在留管理局		078-391-6377(代)
那覇支局	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	082-221-4411(代)
		087-822-5852(代)
		092-717-5420(代)
		098-832-4185(代)

来所相談 上記の各地方出入国在留管理官署（東京出入国在留管理局四谷分庁舎と各空港支局を除く。） 電話相談

留学生の就職支援専用事前相談窓口

各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）では、「留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口」を設置し、留学生や留学生の雇用を予定している企業からの相談を受け付けています。詳しい内容は出入国在留管理庁のウェブサイト（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00014.html）をご参照ください。



技能実習の実施に関するお問い合わせ先

外国人技能実習機構地方事務所	所在地	電話番号
	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階	
東京事務所	〒101-0041 千代田区神田須田町2-7-2	03-6433-9211(総務課) 03-6433-9971(指導課) 03-5577-5143(援助課) 03-6433-9975(認定課)
水戸支所（東京事務所）		
長野支所（東京事務所）		026-217-3556
名古屋事務所		
富山支所（名古屋事務所）		
大阪事務所	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階・4階	
広島事務所		
高松事務所	〒760-0023 高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル3階・7階	087-802-5850
松山支所（高松事務所）	〒790-0003 松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル1階・2階	089-909-4110
福岡事務所		
熊本支所（福岡事務所）	〒860-0806 熊本市中央区花畑町1-7 M熊本ビル2階・8階	

参考 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域、新卒就職ハローワーク設置している留学生コーナーでは、

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

	所在地	電話番号
東京外国人雇用サービスセンター	〒160-0004	03-5361-8722
名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-8640	052-855-3770
大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017	06-7709-9465
福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001	092-716-8608

留学生の採用に関するご相談

ハローワーク・新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）			所在地	電話番号
北海道	札幌新卒応援ハローワーク	〒060-8526		011-233-0222
	仙台新卒応援ハローワーク	〒983-0852		022-206-6500
	郡山新卒応援ハローワーク	〒963-8002	郡山市駅前2-11-1	024-927-4633
	水戸新卒応援ハローワーク	〒310-8509		029-231-6221(44#)
	土浦新卒応援ハローワーク	〒300-0805	土浦市穴塚1838	029-822-5124(32#)
		〒321-0964		028-678-8311
		〒379-2154		027-290-2111
	埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854		048-650-2234
	千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0028		043-307-4888
		〒271-0092	松戸市松戸1307-1	047-367-8609(48#)
東京都	東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721	麹区西麹2-7-1	03-5339-8609
		〒192-0083	八王子市旭町10-2	042-631-9505
	横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004	八王子TCビル6階	045-312-9206
	川崎新卒応援ハローワーク	〒210-0015		044-244-8609(49#)
	新潟新卒応援ハローワーク	〒950-0901		025-241-8609
	金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935	金沢市石引4-17-1	076-261-9453
	甲府新卒応援ハローワーク	〒400-0035		055-221-8609
	松本新卒応援ハローワーク	〒390-0815	松本市深志1-4-25	0263-31-8600
	岐阜新卒応援ハローワーク	〒500-8844	松本フコビル 命駅前ビル1階	058-264-7550
		〒503-0893	大垣市藤江町1-1-8	0584-73-8609
静岡県	静岡新卒応援ハローワーク	〒420-0853		054-275-0900
	浜松新卒応援ハローワーク	〒430-7707	浜松市中央区板屋町111-2	053-540-0008
	愛知新卒応援ハローワーク	〒460-8640	浜松アタタタワー3階	052-855-3750
		〒440-8507	豊橋市大岡町111	0532-52-7191
	みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009	豊橋地方合同庁舎内	059-229-9591
	ハローワーク四日市	〒510-0093	津市羽所町700	059-353-5566
	滋賀新卒応援ハローワーク	〒525-0025	ア&津3階	077-563-0301
		〒522-0054	四日市市本町3-95	0749-22-2500
	京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047	彦根市西今町58-3	075-280-8614
	ハローワーク京都七条	〒600-8235	彦根地方合同庁舎1階	075-341-8609
大阪府	大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	06-7709-9455
	ハローワーク大阪東	〒540-0011		06-6942-4771
	ハローワーク大阪西	〒552-0011	大阪市中央区農橋2丁目1-36	06-6582-5271
		〒577-0056	ビップビル1階	06-6782-4221
		〒590-0078	堺市堺区南瓦町2-29	072-238-8301
	神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044	堺地方合同庁舎1～階	078-361-1151
		〒662-0911	神戸市中央区東川崎町1-1-3	0798-22-8600
		〒670-0947	神戸ウイングスビルタワー1階	079-222-8609
		〒651-2273	西宮市池田町13-3	078-991-1100
		〒652-0054	西宮駅南庁舎	079-222-8609
奈良県	奈良新卒応援ハローワーク	〒630-8113	奈良市法蓮町387	0742-36-1601
	わかやま新卒応援ハローワーク	〒640-8033	奈良第三地方合同庁舎階	073-421-1220
	おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901	和歌山市本町1-22	086-222-2904
	広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011	Wajim本町ビル2階	082-224-1120
		〒720-8609		084-923-8609
	ハローワークブラザ下関	〒750-0025	福山市東桜町3-12	083-231-8189
	高松新卒応援ハローワーク	〒760-0029	高松市丸亀町13-2	087-823-8609
	福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001	しごとプラザ高松内	092-714-1566
	八幡新卒応援ハローワーク	〒806-8509		093-622-6690
	小倉新卒応援ハローワーク	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1	093-512-0304
長崎県	ハローワーク久留米	〒830-8505	久留米市諫訪野町2401	0942-35-8609
	長崎新卒応援ハローワーク	〒850-0877	長崎市築町3-18	095-808-2020
		〒852-8522	メルカつきまち4階	095-862-8609
		〒852-8522	長崎市宝永町4-25	095-862-8609
	くまもと新卒応援ハローワーク	〒862-0950		096-385-8240
		〒874-0902	別府市青山町11-22	0977-23-8609
		〒892-0842		099-224-3433
	なは新卒応援ハローワーク	〒900-8601		098-916-6204



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお気軽にお問い合わせください。